

(目的)

第1条 この条例は、社会福祉の理念に基づき、高齢期移行者、重度障害者（重度障害児を含む。以下同じ。）、乳幼児等、こども、母子家庭の母子、父子家庭の父子、遺児及び高齢重度障害者の医療費の一部を助成し、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢期移行者 65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第50条に規定する者を除く。）をいう。
- (2) 重度障害者 次のいずれかに該当する者（法第50条に規定する者を除く。）をいう。
 - ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科若しくは神経科を担当する医師により、重度知的障害者（児）と判定された者
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定める障害程度が1級に該当し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「重度精神障害者」という。）
- (3) 乳幼児等 9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
- (4) 乳児 1歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者をいう。
- (5) 幼児等 1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (6) こども 9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (7) 乳児保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳児を現に監護するものをいう。
- (8) 幼児等保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、幼児等を現に監護するものをいう。
- (9) こども保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいう。
- (10) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあって規則で定める者をいう。
- (11) 母子家庭の母子 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129

- 号) 第6条第1項に定める配偶者のない女子で、児童を現に監護する者(以下「母子家庭の母等」という。)及び児童をいう。
- (12) 父子家庭の父子 規則で定める男子で、児童を現に監護する者(以下「父子家庭の父等」という。)及び児童をいう。
- (13) 遺児 規則で定める児童をいう。
- (14) 養育者 遺児の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。
- (15) 高齢重度障害者 法第50条に規定する者で、次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者及び児童福祉法第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科若しくは神経科を担当する医師により、重度知的障害者(児)と判定された者
- イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条に定める障害程度が1級に該当し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「高齢重度精神障害者」という。)
- (16) 医療保険各法の給付 法第7条第1項に規定する医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給(家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。)をいう。
- (17) 後期高齢者医療の給付 法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給(特別療養費に係る当該支給を含む。)をいう。
- (18) 被保険者等負担額 医療保険各法の給付が行われた場合において、当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額(以下「医療に要する費用の額」という。)から医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。)を控除した額(医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体(保険者たる地方公共団体を除く。)又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないときに限る。)をいう。
- (19) 後期高齢者医療の一部負担金 後期高齢者医療の給付が行われた場合において、当該療養に要する費用の額から法の規定により後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が負担すべき額(広域連合の条例、規則等により法に規定する後期高齢者医療給付と併せて当該療養の給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。)を控除した額(法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において療養に関する給付が行われないときに限る。)をいう。
- (20) 保険医療機関等 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局、これら以外の病院、診療所又は薬局その他のものをいう。

- (21) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、療養のあった月の属する年度（療養のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、療養のあった月の属する年度分の同法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。
- (22) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養のあった月の属する年の前年（療養のあった月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び療養のあった月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）の合計額が80万円以下である者をいう。

（福祉医療費の支給）

第3条 市長は、市の区域内に住所を有する高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、こども、母子家庭の母子、父子家庭の父子、遺児及び高齢重度障害者の疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、当該高齢期移行者、重度障害者、母子家庭の母等、父子家庭の父等、養育者（養育者がいない場合は当該遺児）、乳児保護者、幼児等保護者、こども保護者又は高齢重度障害者に対し、次の各号により算定した額を福祉医療費として支給する。

(1) 高齢期移行者の福祉医療費は、次のとおりとする。

ア 高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療に要する費用の額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。この場合において、当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であつて、その額が12,000円を超えるときは12,000円（所得を有しない者である場合には、8,000円を

- 超えるときは8,000円)とし、入院に係る医療費の場合であって、その額が35,400円を超えるときは35,400円(所得を有しない者である場合には、15,000円を超えるときは15,000円)とする。
- イ アの一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条の規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。
- (2) 乳幼児等及びこどもの福祉医療費は、それぞれの疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額とする。
- (3) 重度障害者の福祉医療費は、疾病(重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。
- ア 入院以外の療養である場合においては、保険医療機関等ごとに1日につき600円(低所得者である場合には、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては、2回を限度とする。
- イ 入院療養である場合においては、当該医療に要する費用の額の100分の10に相当する額(保険医療機関等で連続して3か月を超えて入院した場合にあっては、当該3か月を超える期間に係るものを除く。)。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円(低所得者である場合には、1,600円)を限度とする。
- (4) 母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の福祉医療費は、それぞれの疾病又は負傷について医療保険各法の給付又は後期高齢者医療の給付が行われた場合において、被保険者等負担額又は後期高齢者医療の一部負担金に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。
- ア 入院以外の療養である場合においては、保険医療機関等ごとに1日につき800円(低所得者である場合には、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては、2回を限度とする。
- イ 入院療養である場合においては、当該医療に要する費用の額の100分の10に相当する額(保険医療機関等で連続して3か月を超えて入院した場合にあっては、当該3か月を超える期間に係るものを除く。)。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,200円(低所得者である場合には、1,600円)を限度とする。
- (5) 高齢重度障害者の福祉医療費は、疾病(高齢重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について後期高齢者医療の給付が行われた場合において、後期高齢者医療の一部負担金に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。
- ア 入院以外の療養である場合においては、保険医療機関等ごとに1日につき600円(低所得者である場合には、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては、2回を限度とする。
- イ 入院療養である場合においては、当該医療に要する費用の額の100分の10に相当する額(保険医療機関等で連続して3か月を超えて入院した場合にあっては、当該3か月を超える期間に係るものを除く。)。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円(低所得者である場合には、1,600円)を限度とする。

- 2 前項に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額又は後期高齢者医療の一部負担金を超えることができない。
- 3 第1項第3号から第5号までに規定する一部負担金の適用に当たっては、歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等は、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。
- 4 第1項に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

(支給制限)

第4条 福祉医療費は、次に該当するときは、これを支給しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

(1) 高齢期移行者については、次のいずれかに該当する場合

ア 高齢期移行者が市町村民税世帯非課税者でないとき、又は高齢期移行者が市町村民税世帯非課税者であって、かつ、療養のあった月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び療養のあった月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が、80万円を超えるとき。

イ 所得を有しない者を除く高齢期移行者が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第2号から第5号までの認定を受けていないとき。

(2) 重度障害者については、重度障害者及び配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)並びに重度障害者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその重度障害者の生計を維持する者について療養のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)が、235,000円以上であるとき。

(3) 母子家庭の母子については、母子家庭の母等(当該母子家庭の母等が、当該児童の生計を維持しないものであるときは、その母子家庭の母等の民法第877条第1項に定める扶養義務者であって、その母子家庭の母等及び児童と同居し、かつ、これらのものの生計を維持する者)の前年の所得が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給される額を超えるとき(低所得者である場合には、児童扶養手当が支給停止となる額以上であるとき。)

(4) 父子家庭の父子については、父子家庭の父等(当該父子家庭の父等が、当該児童の生計を維持しないものであるときは、その父子家庭の父等の民法第877条第1項に定める扶養義務者であって、その父子家庭の父等及び児童と同居し、かつ、これらのものの生計を維持する者)の前年の所得が児童扶養手当法第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給される額を超えるとき(低所得者である場合には、児童扶養手当が支給停止となる額以上であるとき。)

(5) 遺児については、養育者(養育者がいない場合は、当該遺児)の前年の所得が児童扶養手当法第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給される額を超えるとき(低所得者である場合には、児童扶養手当が支給停止となる額以上であると

き。)

(6) 高齢重度障害者については、高齢重度障害者及び配偶者並びに高齢重度障害者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその高齢重度障害者の生計を維持する者について療養のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額が、235,000円以上であるとき。

2 前項第2号及び第6号に規定する所得割の額を算定する場合には、前項第2号及び第6号に掲げる者が地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

（申請）

第5条 第3条に規定する福祉医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより市長に申請しなければならない。ただし、次条の規定により福祉医療費の支給があったものとみなされるときは、この限りでない。

（支給方法の特例）

第6条 高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、こども、母子家庭の母子、父子家庭の父子、遺児及び高齢重度障害者が、規則で定める手続に従い、兵庫県内の保険医療機関等で医療を受けた場合には、市長は、福祉医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者（乳児保護者、幼児等保護者及びこども保護者を含む。以下同じ。）が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた者に対し、福祉医療費の支給があったものとみなす。

（損害賠償との調整）

第7条 市長は、高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、こども、母子家庭の母子、父子家庭の父子、遺児及び高齢重度障害者が疾病及び負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費の額に相当する金額を返還させるものとする。

（福祉医療費の返還）

第8条 市長は偽りその他不正の行為によって福祉医療費の支給を受けた者があると認めるときは、その者に対し、当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させるものとする。

（受給権の保護）

第9条 福祉医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の福祉医療費助成条例（昭和48年龍野市条例第25号）、新宮町福祉医療費助成条例（昭和48年新宮町条例第24号）、揖保

川町福祉医療費助成条例（昭和48年揖保川町条例第27号）又は御津町福祉医療費助成条例（平成4年御津町条例第97号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（市町村民税の額の算定の特例）

- 3 第4条第2号に規定する「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額」及び同条第6号に規定する「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額」については、当分の間、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号を適用して算定するものとする。

附 則（平成18年3月24日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のたつの市福祉医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成18年7月1日以後に行われた医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間における老人の福祉医療費に限り、新条例第4条第1号の規定の適用については、同号中「老人については、老人の当該年度分の市町村民税（4月から6月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前年度分の市町村民税とする。）が課されているとき」とあるのは「老人については、老人の当該年度分の市町村民税（4月から6月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前年度分の市町村民税とする。）が課されているとき（ただし、老人が地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項又は第4項の適用を受けているときを除く。）」とする。

附 則（平成18年9月29日条例第46号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のたつの市福祉医療費助成条例第3条第1項第1号の規定は、平成18年10月1日以後に行われた医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月28日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第2号にただし書を加える改正規定は、平成19年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の第3条第1項の規定は、平成19年4月1日以後に行われた医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

- 3 この条例（附則第1項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の第3条第1項の規定は、平成19年7月1日以後に行われた医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月28日条例第14号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第5号）

改正 平成22年3月30日条例第6号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、この条例による改正後のたつの市福祉医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（助成の特例）

- 3 老人が、施行日から平成23年6月30日までの間に、医療保険各法の規定による医療を受けた場合には、新条例第4条第1号の規定の適用については、同号中「市町村民税世帯非課税者でないとき、又は療養のあった月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び療養のあった月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が、80万円を超えるとき」とあるのは、「市町村民税世帯非課税者でないとき」とする。

- 4 この条例による改正前のたつの市福祉医療費助成条例（以下「旧条例」という。）の規定による重度障害者の福祉医療費の支給対象者の要件に該当する者（新条例の規定による当該福祉医療費の支給の資格を有する者を除く。）が、施行日から平成23年6月30日までの間に医療保険各法の規定による医療を受けた場合は、新条例第4条第2号の規定にかかわらず、当該重度障害者に対して、当該福祉医療費を支給するものとする。この場合において、新条例第3条第1項第3号の規定の適用については、同号ア中「600円」とあるのは「900円」と、同号イ中「2,400円」とあるのは「3,600円」とする。

- 5 旧条例の規定による幼児等の福祉医療費の支給対象者の要件に該当する者（新条例の規定による当該福祉医療費の支給の資格を有する者を除く。）が、施行日から平成23年6月30日までの間に医療保険各法の規定による医療を受けた場合は、新条例第4条第3号の規定にかかわらず、当該幼児等の保護者に対して、当該福祉医療費を支給するものとする。この場合において、たつの市福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例（平成22年条例第6号）第1条の規定による改正後のたつの市福祉医療費助成条例第3条第1項第2号の規定の適用については、同号中「800円」とあるのは、「1,200円」とする。

- 6 旧条例の規定による高齢重度障害者の福祉医療費の支給対象者の要件に該当する者（新条例の規定による当該福祉医療費の支給の資格を有する者を除く。）が、施行日から平成23年6月30日までの間に高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けた場合は、新条例第4条第7号の規定にかかわらず、当該高齢重度障害者に対して、当該福祉医療費を支給するものとする。この場合において、新条例第3条第1項第5号の規定の適用については、同号ア中「600円」とあるのは「900円」と、同

号イ中「2, 400円」とあるのは「3, 600円」とする。

附 則（平成21年12月25日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後のたつの市福祉医療費助成条例（以下「新条例」という。）第2条第17号の規定は、平成20年4月1日以後に行われた医療に係る福祉医療費の算定（新条例に定める後期高齢者医療の一部負担金に係るものに限る。）から適用する。

附 則（平成22年3月30日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条中たつの市福祉医療費助成条例第4条第2号の改正規定は、平成22年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後のたつの市福祉医療費助成条例の規定及び第2条の規定による改正後のたつの市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月29日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のたつの市福祉医療費助成条例の規定は、平成23年7月1日以後に行われた医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月29日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のたつの市福祉医療費助成条例の規定は、平成24年7月1日以後に行われた医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月27日条例第5号）

改正 平成29年3月28日条例第4号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のたつの市福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

（助成の特例）

- 3 高齢期移行者の福祉医療費の支給要件に該当する者のうち、施行日の前日において65歳以上であるものが、施行日から平成31年6月30日までの間に医療保険各法の規定による医療を受けた場合における福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月29日条例第23号）
この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年12月26日条例第31号）
この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日条例第4号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後のたつの市福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 昭和24年7月1日から昭和27年6月30日までに生まれた者にあつては、第4条第1号イの改正規定は、適用しない。
（たつの市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 4 たつの市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例（平成26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成30年10月5日条例第23号）
この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のたつの市福祉医療費助成条例第4条第2項の規定は、平成30年7月1日から適用する。

附 則（平成30年12月21日条例第30号）
この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のたつの市福祉医療費助成条例の規定は、平成30年9月1日から適用する。

附 則（令和2年3月25日条例第4号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日条例第3号）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後のたつの市福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に対する福祉医療費について適用し、同日前に行われた医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。